70 歳以上 75 歳未満の方の高額療養費自己負担限度額

70歳以上75歳未満の方は、外来(個人単位)の自己負担限度額を適用後に、外来+入院(世帯単位)の自己負担限度額を適用し、高額療養費として支給します。

70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者の方

所得区分		自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
①現役並み所得者	現役並み Ⅲ (所得 690 万以上)	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1 % 【多数回該当 140,100 円】	
	現役並み II (所得380万以上690万未満)	167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1% 【多数回該当 93,000 円】	
	現役並み I (所得145万以上380万未満)	80,100 円+ (総医療費-267,000 円) ×1% 【多数回該当 44,400 円】	
	②一般 (①および③以外)	18,000円 【年間限度額 144,000円】	57,600 円 【多数回該当 44,400 円】
③ 低 所 得 者	低所得Ⅱ	8,000円	24, 600 円
	低所得 I	8,000円	15,000円

[◎]低所得 II …同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する方(低所得 I を除く)

[◎]低所得Ⅰ…同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、各所得が必要経費・控除 (年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に 属する方